

災害に備えた備蓄促進のための啓発や情報発信について

1 概要

大阪市では、大規模災害などにより市民が避難所への避難を余議なくされることになった場合に備え、「大阪市避難所運営にかかる備蓄計画（以下、「備蓄計画」という。）」に基づき、食料や飲料水、生活関連品等の備蓄を備蓄拠点や地区備蓄拠点、災害時避難所において行っています。

2 大阪市における備蓄について

（備蓄場所）

- ・各区避難所
- ・各区役所
- ・地区備蓄拠点（生野、中央、旭、西淀川、阿倍野、鶴見緑地、東淀川）

（備蓄品目、数量等）

- ・別紙1「大阪市における備蓄数量」のとおり

※備蓄品目や数量等について

備蓄計画において、国や大阪府などが定める避難所運営等にかかる各種ガイドラインや取組指針を踏まえ、避難所の運営にあたって必要となる備蓄物資の備蓄品目や数量、更新頻度などを定めている。

3 淀川区における備蓄について

（備蓄場所）

- ・計27避難所（小学校17避難所、中学校6避難所、高校4避難所）
- ・区役所内備蓄倉庫

（備蓄品目、数量）

- ・別紙2「淀川区役所内 備蓄物資一覧【物品関係】」のとおり
- ・別紙3「災害時避難所 備蓄物資一覧表」のとおり

4 備蓄促進のための啓発や情報発信について

自助の取組として家庭内等でのローリングストック法（※）による備蓄（最低3日分、できれば1週間分）を推奨。（※毎月家族で決めた日に1回分の非常食を食べ、食べた分をまた補充していく手法のことです。）

（情報発信手段）

- ・大阪市HP、淀川区HP
- ・市民防災マニュアル（区役所内配架、市民へ配布等）
- ・広報誌よどマガ！（毎年9月号に防災関連記事を掲載）
- ・淀川区防災マップ